

正倉院文書写経機関係文書編年目録

— 養老七年より天平十年まで —

石田 実 洋
須原 祥 二

一 はじめに

東京大学大学院人文社会系研究科における石上英一先生のゼミでは、この五年間、大規模史料群の整理法の習得を目的として、正倉院文書の写経機関係文書の編年整理を行ってきた。本目録は、その成果をまとめることを目的として作成したものである。

いわゆる正倉院文書の中核をなすのは、皇后官職—造東大寺司系統の写経機関に伝来した文書群である。そこには裏白の反故紙として二次利用されたいわゆる律令公文類や、皇后官職等の写経機関を所管する官司で廃棄された文書、写経機関の官人が持ち込んだと推定される文書等も含まれている。これらは『大日本古文書』（編年文書）として刊行されているが、発行開始以来一世紀近くを経過しており、誤植や未収文書の存在だけでなく、編纂当初に解釈、想定された編年・文書の機能・発信↓受信の関係などに問題が多いことは、つとに知られ

ているところである。このような混乱の多くは、近世の整理の過程で、文書群の伝来形態が著しく損なわれてしまったことによる。今日までの先行諸研究によって、本来一つの帳簿や継文だったと判明したものが、年月日すらバラバラに、数点の文書として掲載されてしまっている場合が少なくないのである。

一方、このような問題を克服すべく刊行が始まった東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』は、近世以降の整理による現状の編帙に基づくもので、編年整理ではなく、しかも未だ完成には至っていない。また近年活況を呈している写経機関係文書の研究も、『大日本古文書』の問題点を正しつつ律令官司の活動と文書行政の具体相を明らかにし、さらに写経事業の検討を通して政治史・宗教史に新たな論点を提供しているが、特定の写経事業、写経機関を対象としたものが多く、それに直接関係する文書のみが取り上げられがちである。

以上のような研究の現状を鑑み、本目録では年毎に作成された文書をすべて扱い、その作成年月日・機能・発信↓受信の関係・関連する

写経事業等をできるだけ明示することを目指した。ある年に作成された文書を網羅し、年毎の分析を積み重ねることで、その年の諸写経事業の過程や写経機関の文書作成・保管・再利用の総体、及びその変遷を明らかにすることができると考えたからである。さらにこのことを通じて、近世の整理以前の姿を復原する糸口をつかむことも可能となるのではないだろうか。また本目録では、写経機関とその所管官司において機能したと考えられる文書に対象を限定している。これは、そうした方が正倉院文書の主体をなす写経機関関係文書の特徴をより明確にすることができるのではないかと考えたからである。

具体的な作業としては、『大日本古文書』（編年文書）をもとに各年の担当者を決定し、各担当者は、写真帳や既存の目録等を参照しながら一点毎の目録を作成し、『大日本古文書』（編年文書）の編年や釈文の誤りを正して報告を行う、という形をとった。その際、西洋子氏にはゼミの場だけではなく、随時様々な御教示を賜った。一九九七年度には大平聡氏も出席の上、様々な御助言を頂いた。こうして指摘されたことを考慮し作成し直したのが本目録であるが、報告にも各担当者によって個人差があったことから、各年の概観と文書一点毎の注を設け、この部分については、特に統一を行わず、各担当者に委ねることとした。ただし、目録の主体となる表については、形式を統一している。

現在、この作業は天平勝宝四（七五二）年まで進行しているが、なお未完であり、本目録にも訂正すべき点が多いかと思う。だが、担当者が一巡したのを機に、一部分ずつではあるが公表することになった。今後も補正に努めていく所存である。最後に様々に尽力して頂いた石上英一先生に感謝の念を表したい。

なお、今回の分担は、天平八年以前が石田、天平九・十年が須原である。その内容・文責は一切各担当者にあることを改めてお断りしておきたい。

ゼミ出席者（一九九四～現在）

麻野絵里佳	新井重行	有富純也	飯田剛彦	石田実洋
小倉慈司	渋谷啓一	須原祥二	南部みどり	野尻忠
朴昔順	馬場基	古尾谷知浩	北條朝彦	前田慶一
丸山裕美子	三上喜孝	三谷芳幸	山下信一郎	渡辺奈穂子

（五十音順）

二 凡例

- ・ 文書名は、各担当者が適当と考えたものに改めてある。
- ・ 年月日で、某年某月某日作成とあるのは、その文書全体の作成年月日が特定できるもので、某年某月某日～某年某月某日とあるのは、作成年月日は特定できない場合に、その記載対象年月日を示したものの。なお、（ ）内は推定。
- ・ 作成または発信↓受信では、案文の場合にも、皇后宮職（↓図書寮）の如く、想定される正文の受信を示した。全体に（ ）を付したものは推定。
- ・ 『大日本古文書』（編年文書）における所在を示す場合、一327の如く巻数と頁数のみを記した。但し、行数の指示が必要な場合は、七99・1（第七卷九十九ページ一行目の意）の如く表記した。なお、『大日本古文書』（編年文書）に収録されていない場合は、「未収」

とした。

・所在においては、SⅡ正集、ZⅡ続修、ZKⅡ続修後集、ZBⅡ続修別集、JⅡ塵芥、ZⅡ続々修と略号を用いた。断簡番号は、東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』のものを採用し、まだこの番号が付されていないものについては、写真帳における紙数をへで示した。

・注においては、八世紀の、あるいは近代の編成時における付箋が確認される場合は必ず記すこととし、それ以外は各年の担当者間で統一を行っていない。

三 天平八年以前

三―一 天平八年以前の概観

三―一―一 天平八年以前の文書

ここでは以下での考察の前提として、天平八年以前の文書の料紙の使用形態や伝来過程等について述べていくことにしたい。なお、便宜上正倉院文書を伝えた写経機関をその当時の名称何如に関わらず「写経所」と呼び、皇太子妃・夫人時代の藤原光明子の家政機関を「光明子家」と称する。

「写経所」あるいはその所管官司である「光明子家」・皇后宮職で機能したと考えられる天平八年以前の文書は、合わせて四十五通現存する（但し経師等歴名様公文式〔神龜四年〇〇四〕は、後述するように天平九年以降の作成である可能性が高い）。そのうち半数を越える二十四通が、一次文書でかつ二次以降の利用がみられない。表1でAと

したのがこれにあたるが、Bとした二次文書だがそれ以降の利用がみられない四通とともに、基本的にその文書自体が保存の対象となつて伝来したとみるべきものだろう。写経目録〔天平三年〇〇二〕・写大小乗経目録〔天平五年〇〇五〕・写経請本帳〔天平八年〇〇八〕等確かにそれにふさわしい文書も多い。

だが、A・Bの中にも「写経所」で保存の対象となつたとは考え難いものも存在する。例えば、Aの南一甲倉納叔注文〔養老七年〇〇一〕は、「写経所」とは無関係の内容で、皇太子妃時代の「光明子家」で作成されたクラの出納事務に関する文書と推定される。これが反故として二次利用されることもなく伝来したのは、たまたま天平十年頃の文書と貼り継がれたためだろう。何故このように「写経所」関係文書と貼り継がれたのかは不明である（同文書および雑受書并進書案文及返書〔甲〕〔天平九年〇一一〕の注参照）。もともとこれは特殊な例で、他のA・Bに属する文書は全て「写経所」関係文書だが、やはり個々の文書に即してその機能を検討した上で判断する必要がある。次に、紙背を「写経所」関係文書に二次利用されたことよつて伝来したものについてみていこう。表1のC・Dがそれだが、Cは「写経所」で、Dは「光明子家」・皇后宮職で機能したと考えられるものである。

このうちCは、経師上日并用紙帳〔天平八年〇〇九〕を除けば、全て天平七年以前に、かつ作成後間もなく二次利用されている。なお、A～Cの中には形式上皇后宮職の作成とみなさざるを得ないものもあるが、A・Bは「写経所」に伝来した写経関係文書であることから、また、Cは「写経所」で二次利用された写経関係文書であることから、実際は「写経所」の作成であると判断して分類してある。

表1 天平八年以前の文書の料紙の使用形態と伝来による分類 (A~Dの別については、本文参照)

年	文書番号	A	B	C	D
養老7年	001	南一甲倉納勅注文			
神亀4年	001	写経用紙取納帳			
	002	写経用紙取納注文			
	003				雑物出納帳
	004		経師等歴名様公文式		
神亀5年	001				(伯耆広国) 解
天平2年	001			応写書目録并雑物出納帳	
天平3年	001	充紙筆墨并買筆墨帳			
	002	写経目録			
	003		皇后宮職解移牒案		
	004	大寺(大安寺カ)牒			
天平4年	001				僧智首優婆塞貢進文
	002	皇后宮職移案			
	003			丹比広公手実	
天平5年	001			写経行事申請啓案	
	002	古頼小僧写経用紙注文			
	003	古頼少僧写経用紙注文			
	004	写大小乗経目録案			
	005	写大小乗経目録			
天平6年	001				造仏所作物帳案中巻
	002	写経用紙注文			
	003			功布申請啓案	
	004				優婆塞貢進文
	005				優婆塞貢進文
	006				優婆塞貢進文
	007				優婆塞貢進文
天平7年	001			皇后宮職移案	
	002			功布申請文案	
	003		功布申請啓案		
	004	功布申請啓案			
	005	写経用紙注文			
天平8年	001	岡本家解			
	002	岡本宅解			
	003	岡本宅解			
	004	岡本家解			
	005	岡本家啓			
	006				内侍司牒継文
	007	写経請本注文			
	008	写経請本帳			
	009			経師上日并用紙帳	
	010	功布申請文案			
	011	装潢壬生又万呂手実			
	012				優婆塞貢進文
	013	大宝積経勘出注文			
	014		写経用紙注文		

残るDは、内容上更に三つに分類できる。一つは造仏所作物帳案内卷〔天平六年〇〇一〕で、これは天平十五年以降に二次利用されている。二つ目は六通の優婆塞貢進文で、その二次利用までの期間は作成より一年から八年とまちまちである。

最後の三つ目は、「光明子家」・皇后宮職の出納関係文書と推定されるもので、前述の南一甲倉納親注文〔養老七年〇〇一〕もこれに含めてよいだろう。これは、二次利用された年代が不明である雑物出納帳〔神龜四年〇〇三〕を除けば、天平九年から天平十二年に二次利用されている。同じく皇后宮職の出納関係文書とみられる天平十年八月十五日の某啓案（続修四五①、二一〇）も天平十二年四月十五日の写経司啓案（二四二①、二四七）に二次利用されており、天平九年以降については調査が十分ではないが、この文書群は天平九年以降に反故として「写経所」で二次利用されるようになったと考えてよいのではないだろうか。右のような私見が認められるとすれば、目録では雑物出納帳〔神龜四年〇〇三〕（神龜四・五年頃作成）を二次利用した文書であるために神龜四・五年以降作成としておいた経師等歴名様公文式〔神龜四年〇〇四〕も、天平九年以降の作成とみることができる。

以上をまとめておくと、天平八年以前の文書のほとんどは、「写経所」で新たに用意された料紙か「写経所」で反故にされた文書を利用して作成されており、例外的に皇后宮職で反故にされた優婆塞貢進文も用いられている、ということになる。天平九年以降になると、「光明子家」・皇后宮職の出納関係文書も反故として「写経所」にもたらされるようになるが、これはあるいは天平八年後半から五月一日経の書写が開始されたことによるのだろうか。

三一―二 天平八年以前の写経体制と写経事業の概観
ここでは、天平八年以前の写経体制と写経事業を、五つの時期に分けて概観する。

〔1〕皇太子妃時代

皇太子妃時代の「光明子家」については、南一甲倉納親注文〔養老七年〇〇一〕が唯一の史料となるが、「書吏廣津」とみえるのはその職員であろう。二品以上の親王家か二位以上の職事官人家ならば書吏に大少の別があるはずであるから、当時の「光明子家」は職事三位相当の家政機関であったことになる。

なお、この時期の写経事業については、その有無も含めて、よるべき史料が存在しない。

〔2〕夫人時代

夫人時代の「光明子家」の職員としては、写経用紙収納帳〔神龜四年〇〇一〕に「少書吏^{（今カ）}□□」がみえ、また、雑物出納帳〔神龜四年〇〇三〕に「安宿家令」・「大吏」（大書吏カ）・「小吏」（少書吏カ）がみえることから、この時期には職事二位以上相当の家政機関に昇格していることがわかる。これまでも夫人時代が二位以上相当であることは注目されており、当時光明子は三位であったことから、形式上父不比等の家政機関を継承していた可能性等が論じられている（鷲森浩幸「藤原光明子家に関する一史料」、『続日本紀研究』三〇五、一九九六年、等参照）が、皇太子妃時代が不比等の死後も三位相当であったことも考慮すれば、夫聖武の即位とともに昇格したと考えるべきか。

この時期の写経事業としては、写経用紙収納帳〔神龜四年〇〇一〕と写経用紙収納注文〔神龜四年〇〇二〕にみえるものが知られるのみである。この二つの受紙記録の中で最も大規模かつ長期にわたる大般

若経書写に注目した栄原永遠男「藤原光明子と大般若経書写―「写経料紙帳」について―」（上田正昭編『古代の日本と東アジア』、小学館、一九九一年）は、大般若経一部の書写に必要な料紙数や神亀五年四月一日の返紙の記録から、実はこの大般若経料紙の受紙記録は二度の大般若経書写に対応しており、一度目は懐妊した光明子の安産祈願を目的とし、二度目は生後約一年で死亡した某王（基王）の菩提を弔うためのものであった、とする。これに対して新川登亀男「神亀四・五年の写経事業」（『早稲田大学大学院 文学研究科紀要』四三、第四分冊、一九九七年）は、大般若経書写は一度で、しかも理趣般若分の書写を生み出すためのものにすぎないとし、その他の書写された経典のもつ意味も考慮した上で、その写経目的を天命に関わる災異をのぞくこと、某王（基王）の出産の無事を願うこと、それに元明太上天皇の追善のためとされた。筆者は仏典等についての知識が乏しく、新川説をどのように評価すべきか判断しかねるが、ただ、二つの受紙記録の対応関係等の文書に即した考察は、栄原説の方が正鵠を得ているように思われる。

〔3〕立后から天平五年初めまで

神亀四・五年の写経事業につづくのは、天平二年の写書事業である（応写書目録并雑物出納帳〔天平二年〇〇一〕。皇后宮職解移牒案〔天平三年〇〇三〕の上日・写紙報告もこの事業に対応するものから存在し、写経目録〔天平三年〇〇二〕も、現存部分は天平三年八月十日の記載からはじまるが、第一紙は半分程欠失しているとみられ、天平二年中あるいは天平三年初めからはじまっていたのではないかと思われる。

このように天平二年から継続的に写経事業が確認できるようになる

が、これは、天平元年八月戊辰（十日）の光明子の立后とそれにもなう皇后宮職の設置と無関係ではあるまい。天平元年九月乙卯（二十八日）には小野牛養が皇后宮大夫に任じられているが、この時期写経事務に関わったことが確認できる四等官として、大属内藏老人があげられる。だが、この時期の写経事業は、全十四紙からなる写経目録〔天平三年〇〇二〕の第一紙までの記録にしか対応しないことからわかるように、それ程大規模なものではなかったようである。

〔4〕天平五年から天平八年

この時期の写経の記録が写経目録〔天平三年〇〇二〕の大部分を占め、写経事業の拡大をみることができると、写経体制をみると、大進安宿真人と少属大藏家主が経師等の人事面を担当していたのではないかと思われる、また、高屋赤麻呂が安宿真人の下で書写した経典の管理にあたっていたようである。〔3〕の時期と比べると、他官司からの出向者も含め、その姓名を知ることができる経師等写経従事者の数も格段に増加する。

その契機となったと思われるのが、興福寺西金堂の造営と造仏の事業である。これは、天平五年正月庚戌（十一日）に薨じた具犬養橘三千代の一週忌の供養のために行われたもので、同時に四百巻強の経典も書写されたことが写経目録〔天平三年〇〇二〕と造仏所作物帳案中巻〔天平六年〇〇一〕にみえる（福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」、同『日本建築史の研究』、綜芸舎、一九八〇年、原本発行は一九四三年、初出は一九三三年、参照）。ただ、この時期の写経事業は、そのほとんどが光明子とその周辺の人々のために行われたものようであり（写経目録〔天平三年〇〇二〕参照）、後と比較して国家事業としての性格が薄いのが特徴といえるかもしれない（吉川

真司「藤原氏の創始と發展」、同『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年、初出は一九九五年、参照。

〔5〕五月一日經書写の開始

天平八年九月二十九日から玄昉の所藏していた經典の奉請がはじまり（写經請本注文〔天平八年〇〇七〕・写經請本帳〔天平八年〇〇八〕）、これを本經として五月一日經の書写が開始される。開元釈教錄所載の一切經目錄によって写されていったこの一切經が、「巻数の龐大なことといい、永年にわたる写經の執念といい、実に驚歎に値する」ものであったことについては、皆川完一「光明皇后願經五月一日經の書写について」（坂本太郎博士還曆記念会編『日本古代史論集』上、吉川弘文館、一九六二年）に詳しい。そしてこれを一大転機として、写經体制も写經事業の性格も大きく変化していくことになるのだが、その各段階の概観は、天平九年以降の各担当者に委ねることとしたい。

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
皇太子妃藤原光子家家政機関	-327	ZZ46ノ8 (10)	一次	なし

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
夫人藤原光子家家政機関の写経機関	-381~382	ZZ4ノ20 (14)~(15)	一次	なし
夫人藤原光子家家政機関の写経機関	二四4	ZZ37ノ9 (38)	一次	なし
夫人藤原光子家家政機関	二五211~212	ZZ18ノ1 (2)	一次	二次 経師等歴名様公文式(神亀4~神亀5頃以降作成) 二五212~213
夫人藤原光子家家政機関の写経機関	二五212~213	ZZ18ノ1 (2) 裏	二次	一次 雑物出納帳(神亀4~神亀5頃作成) 二五211~212

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
(伯耆広国の所属官司→夫人藤原光子家家政機関)	二四5	ZZ26ノ2 (9) 裏	一次	二次 土師真木嶋啓 天平12.4.10作成 七477

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
皇后宮職の写経機関	-393~395	Z16②(2)裏~(1)裏	一次	二次 皇后宮職移案(天平4.8頃作成)-443~444 皇后宮職解案(天平4.8頃作成)-449 皇后宮職解案 天平4.8作成-449

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
皇后宮職の写経機関	二四9~10	ZZ32ノ5 (35)~ZZ32ノ5 (35) 裏	一次	なし
皇后宮職の写経機関	七5~32	ZZ12ノ3	一次	なし
皇后宮職	-442~445, 449, 474~480, 585~586, 628~630	Z16①~Z16①裏, Z16②~③, ZZ24ノ5 (1)~(2)	下記参照	下記参照
皇后宮職 (→図書寮)	-442~443	Z16①	一次	なし
皇后宮職 (→太政官)	-444~445	Z16①~Z16①裏	一次	なし
皇后宮職 (→図書寮)	-443~444	Z16②(1)~(2)	二次	一次 応写書目録并雑物出納帳 天平2.7.4作成-393~395
皇后宮職 (→太政官)	-449	Z16②(2)	二次	一次 応写書目録并雑物出納帳 天平2.7.4作成-393~395

三 - 二 目 録

養老 7 (723) 年

文書番号	文 書 名	年 月 日	写経事業	文 書 機 能
001	南一甲倉納勅注文	養老7.7.9作成		

神亀 4 (727) 年

文書番号	文 書 名	年 月 日	写経事業	文 書 機 能
001	写経用紙収納帳	神亀4.3.23～神亀5.9.26		受紙記録 (一部返紙記録)
002	写経用紙収納注文	(神亀4.3.23～神亀4.12.14頃作成)		受紙記録
003	雑物出納帳	(神亀4～神亀5頃作成)		
004	経師等歴名様公文式	(神亀4～神亀5頃以降作成)		経師等の上日報告用 (?) の歴名様公文の書式

神亀 5 (728) 年

文書番号	文 書 名	年 月 日	写経事業	文 書 機 能
001	(伯耆広国) 解	神亀5.4.21作成		

天平 2 (730) 年

文書番号	文 書 名	年 月 日	写経事業	文 書 機 能
001	応写書目録并雑物出納帳	天平2.7.4作成		写すべき書目録とその写書の用度案

天平 3 (731) 年

文書番号	文 書 名	年 月 日	写経事業	文 書 機 能
001	充紙筆墨并買筆墨帳	天平3.4～天平3.6		経師への充紙筆墨及び買筆墨の記録 (一部返筆と雑物受納の記録)
002	写経目録	天平3.8.10以前～天平9.11.3		書写した経典の目録
003	皇后宮職解移牒案	天平3.8.10～天平7.8.11		上日・写紙報告の草案帳
003-001	皇后宮職移案	天平3.8.10作成		上日・写紙報告の草案
003-002	皇后宮職解案	天平3.8.10作成		上日・写紙報告の草案
003-003	皇后宮職移案	(天平4.8頃作成)		上日・写紙報告の草案
003-004	皇后宮職解案	(天平4.8頃作成)		上日・写紙報告の草案

皇后宮職 (→太政官)	-449	Z16② (2)	二次	一次 応写書目録并雑物出納帳 天平2.7.4作成 -393~395
皇后宮職 (→太政官)	-474	Z16③ (1)	二次	一次 写経行事申請啓案 天平5.正.27作成 七33~34
皇后宮職 (→?)	-474~475	Z16③ (1)	二次	一次 写経行事申請啓案 天平5.正.27作成 七33~34
皇后宮職 (→図書寮)	-476~477	Z16③ (1)	二次	一次 写経行事申請啓案 天平5.正.27作成 七33~34
皇后宮職 (→太政官)	-477	Z16③ (1)~(2)	二次	一次 写経行事申請啓案 天平5.正.27作成 七33~34 (Z16③ (1)裏) 僧智首優婆塞貢進文 天平4.3.25作成 -447~448 (Z16③ (2)裏)
皇后宮職 (→監物)	-478	Z16③ (2)	二次	一次 僧智首優婆塞貢進文 天平4.3.25作成 -447~448
皇后宮職 (→右京職)	-478~479	Z16③ (2)	二次	一次 僧智首優婆塞貢進文 天平4.3.25作成 -447~448
皇后宮職 (→民部省)	-479	Z16③ (2)	二次	一次 僧智首優婆塞貢進文 天平4.3.25作成 -447~448
皇后宮職 (→太政官)	-480	Z16③ (2)~(3)	二次	一次 僧智首優婆塞貢進文 天平4.3.25作成 -447~448 (Z16③ (2)裏) 丹比広公手実 (天平4以前) 10.27作成 二四88
皇后宮職 (→監物)	-585	Z16③ (3)~(4)	二次	一次 丹比広公手実 (天平4以前) 10.27作成 二四88 (Z16③ (3)裏) Z16③ (4)は 一次利用で、他の利用はなし。
皇后宮職 (→図書寮)	-585~586	Z16③ (4)~(5)	二次	一次 功布申請啓案 天平6.7.11作成 -582~ 583 (Z16③ (5)裏) Z16③ (4)は一次利 用で、他の利用はなし。
皇后宮職 (→図書寮)	-628	Z16③ (5)	二次	一次 功布申請啓案 天平6.7.11作成 -582~ 583
皇后宮職 (→兵部省)	-629	Z16③ (5)	二次	一次 功布申請啓案 天平6.7.11作成 -582~ 583
皇后宮職 (→中務省)	-444	ZZ24ノ5〈1〉~〈2〉	二次	一次 皇后宮職移案 (天平7.7.29頃作成) 二四12 (ZZ24ノ5〈2〉裏) ZZ24ノ5〈1〉は現 存部分には他の利用なし。
皇后宮職 (→太政官)	-629~630	ZZ24ノ5〈2〉	二次	一次 皇后宮職移案 (天平7.7.29頃作成) 二四12
大寺(大安寺カ)→皇后宮職	七32	Z16ノ3〈1〉	一次	なし

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
僧智首→皇后宮職	-447~448	Z16③ (2)裏	一次	二次 皇后宮職解案 天平5.8.15作成 -477 皇后宮職移案 天平5.8.16作成 -478 皇后宮職移案 (天平5.8.16~天平5.8.28作 成) -478~479 皇后宮職移案 天平5.8.28作成 -479 皇后宮職解案 天平5.9.8作成 -480
皇后宮職 (→図書寮)	二四11~12	ZZ24ノ5〈31〉	一次	なし
丹比広公→皇后宮職の写経 機関	二四88	Z16③ (3)裏	一次	二次 皇后宮職解案 天平5.9.8作成 -480 皇后宮職移案 天平6.8.5作成 -585

003-005	皇后宮職解案	天平4.8作成		上日・写紙報告の草案
003-006	皇后宮職解案	天平5.7.20作成		上日・写紙報告の草案
003-007	皇后宮職牒案	天平5.7.30作成		上日・写紙報告の草案
003-008	皇后宮職移案	天平5.8.11作成		上日・写紙報告の草案
003-009	皇后宮職解案	天平5.8.15作成		上日・写紙報告の草案
003-010	皇后宮職移案	天平5.8.16作成		上日・写紙報告の草案
003-011	皇后宮職移案	(天平5.8.16~天平5.8.28作成)		上日・写紙報告の草案
003-012	皇后宮職移案	天平5.8.28作成		上日・写紙報告の草案
003-013	皇后宮職解案	天平5.9.8作成		上日・写紙報告の草案
003-014	皇后宮職移案	天平6.8.5作成		上日・写紙報告の草案
003-015	皇后宮職移案	天平6.8.10作成		上日・写紙報告の草案
003-016	皇后宮職移案	天平7.7.29作成		上日・写紙報告の草案
003-017	皇后宮職移案	天平7.8.9作成		上日・写紙報告の草案
003-018	皇后宮職移案	(天平7.8.9~天平7.8.11作成)		上日・写紙報告の草案
003-019	皇后宮職解案	天平7.8.11作成		上日・写紙報告の草案
004	大寺(大安寺カ)牒	天平3.9.2作成		経典の奉請

天平4(732)年

文書番号	文書名	年月日	写経事業	文書機能
001	僧智首優婆塞貢進文	天平4.3.25作成		
002	皇后宮職移案	(天平4.8頃作成)		上日・写紙報告の草案
003	丹比広公手実	(天平4以前.) 10.27作成		書写した経典名・用紙数の報告

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
皇后宮職 (→光明皇后)	七33~34	Z16③(1)裏	一次	二次 皇后宮職解案 天平5.7.20作成 -474 皇后宮職牒案 天平5.7.30作成 -474~475 皇后宮職移案 天平5.8.11作成 -476~477 皇后宮職解案 天平5.8.15作成 -477
皇后宮職の写経機関	二四15	ZZ23ノ4〈66〉	一次	なし
皇后宮職の写経機関	二四15~16	ZZ23ノ4〈67〉	一次	なし
皇后宮職の写経機関	二四23	ZZ14ノ7〈7〉	一次	なし
皇后宮職の写経機関	二四17~22	ZZ12ノ1	一次	なし

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
皇后宮職	注参照	注参照	一次	注参照
皇后宮職の写経機関	七35	ZZ37ノ9〈1〉	一次	なし
皇后宮職 (→光明皇后)	-582~583	Z16③(5)裏	一次	二次 皇后宮職移案 天平6.8.10作成 -585~586 皇后宮職移案 天平7.7.29作成 -628 皇后宮職移案 天平7.8.9作成 -629
貢進者→皇后宮職	-583~584	ZB47〈1〉	一次	二次 写経請本注文(天平9.)4.26作成 三147~149
貢進者→皇后宮職	二四43~44	ZZ28ノ3〈10〉裏	一次	二次 充本并充装演帳 天平14.7.24~天平15.9.7 八111~126
貢進者→皇后宮職	二四303	ZZ28ノ3〈11〉裏~ 〈12〉裏	一次	二次 充本并充装演帳 天平14.7.24~天平15.9.7 八111~126
貢進者→皇后宮職	二四42~43	ZZ28ノ3〈13〉裏	一次	二次 充本并充装演帳 天平14.7.24~天平15.9.7 八111~126

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
皇后宮職 (→図書寮)	二四12	ZZ24ノ5〈2〉裏	一次	二次 皇后宮職移案 (天平7.8.9~天平7.8.11作成) -444 皇后宮職解案 天平7.8.11作成 -629~630
皇后宮職 (→光明皇后)	七39~40	ZZ42ノ2〈1〉	一次	二次 功布申請啓案(天平7.12.17作成) 七42~43
皇后宮職 (→光明皇后)	七42~43	ZZ42ノ2〈1〉裏	二次	一次 功布申請文案 天平7.9.18作成 七39~40
皇后宮職 (→光明皇后)	七41~42、43~44	ZZ42ノ2〈3〉~ZZ42ノ2〈3〉裏	一次	なし
皇后宮職の写経機関	二四46	ZZ23ノ4〈70〉	一次	なし

作成または発信→受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他 の 利 用
岡本家→皇后宮職	七51~52	ZZ16ノ3〈3〉	一次	なし
岡本宅→皇后宮職	七51	ZZ16ノ3〈2〉	一次	なし
岡本宅→皇后宮職	七52	ZZ16ノ3〈4〉	一次	なし
岡本家→皇后宮職	七52	ZZ16ノ3〈5〉	一次	なし

天平5 (733) 年

文書番号	文書名	年月日	写経事業	文書機能
001	写経行事申請啓案	天平5.正.27作成		写経行事報告の草案
002	古頼小僧写経用紙注文	(天平5.) 3.9		用紙記録
003	古頼少僧写経用紙注文	(天平5頃)		用紙記録
004	写大小乗経目録案	(天平5頃)		書写した経典の目録の草案
005	写大小乗経目録	(天平5頃)		書写した経典の目録

天平6 (734) 年

文書番号	文書名	年月日	写経事業	文書機能
001	造仏所作物帳案中巻	天平6.5.1作成		
002	写経用紙注文	天平6.6.15作成		未写経典の書写用紙の用度案
003	功布申請啓案	天平6.7.11作成		功布申請の草案
004	優婆塞貢進文	天平6.7.27作成		
005	優婆塞貢進文	天平6.7.27作成		
006	優婆塞貢進文	(天平6.7.27作成)		
007	優婆塞貢進文	天平6.7.27作成		

天平7 (735) 年

文書番号	文書名	年月日	写経事業	文書機能
001	皇后宮職移案	(天平7.7.29頃作成)		上日・写紙報告の草案
002	功布申請文案	天平7.9.18作成		功布申請の草案
003	功布申請啓案	(天平7.12.17作成)		功布申請の草案
004	功布申請啓案	天平7.12.17作成		功布申請の草案
005	写経用紙注文	(天平7.3頃カ)		用紙記録

天平8 (736) 年

文書番号	文書名	年月日	写経事業	文書機能
001	岡本家解	天平8.3(.12以前)作成		経典の奉請
002	岡本宅解	天平8.3.12作成		経典の奉請
003	岡本宅解	天平8.3.14作成		経典の奉請
004	岡本家解	天平8.4.15作成		経典の奉請

岡本家→皇后宮職	七52~53	ZZ16ノ3〈6〉	一次	なし
皇后宮職	二4.二8	S4㊟(1)~(2)	一次	二次 受物帳 天平9.9.20~天平10.正.25 七114~116
内侍司→皇后宮職主薪所	二4	S4㊟(1)	一次	二次 受物帳 天平9.9.20~天平10.正.25 七114~116
内侍司→皇后宮職主薪所	二8	S4㊟(2)	一次	二次 受物帳 天平9.9.20~天平10.正.25 七114~116
皇后宮職の写経機関	七53~54	ZZ14ノ3〈1〉	一次	なし
皇后宮職の写経機関	七54~90	ZZ16ノ8	一次	なし(但し〈23〉・〈24〉はもと包紙カ)
皇后宮職の写経機関	八127~130	ZZ28ノ3〈4〉裏~ 〈1〉裏	一次	二次 充本并充裝潢帳 天平14.7.24~天平15.9.7 八111~126
皇后宮職(→光明皇后)	七40~41	ZZ42ノ2〈2〉	一次	なし
壬生又万呂→皇后宮職の写 経機関	七90	ZZ27ノ4〈1〉	一次	なし
貢進者→皇后宮職	二四47~48	ZZ28ノ3〈5〉裏	一次	二次 充本并充裝潢帳 天平14.7.24~天平15.9.7 八111~126
皇后宮職の写経機関	二二192~195	ZK37	一次	なし
皇后宮職の写経機関	二四48~49	ZZ12ノ11〈10〉	二次	一次 下纏の未使用品

注

養老七(七三三)年

〔〇〇一〕南一甲倉納經注文

・奥に余白あり。本来はこの一紙で独立した注文であったと思われる。

・右は天平十年三月十一日慈訓奉請注文(七166~167)に、左は年月日未詳(天平十年頃カ)写経司解案(二四116~118)に直接貼り継がれている。天平十年頃に反故として皇后宮職から「写経所」にもたらされ、それが何等かの理由で二次利用もされずまぎれてここに貼り継がれたものか。雑受書并進書案文及返書(甲)(天平九年〇一一)の注も参照。

・靱四百六十三石の検収注文だが、日下に一名、奥に四名もの署名があるのは、「光明子家」におけるクラの出納でも、中央保管官司でみられる複数出納官司立会制と類似した財物出納体制が採用されていたことによるか。

神亀四(七二七)年

〔〇〇二〕写経用紙収納帳

・後欠。端裏に「不用」(未収)とあるから冒頭部分は本来のものだろう。

・端と奥に付箋あり。写真では前者に文字を確認することはできないが、後者には「第七帙ノ十五□^(巻)」とある。

・現在右は新補白紙で左は巻尾。

・栄原水遠男「藤原光明子と大般若経書写―「写経料紙帳」について―」(前掲)・新川登亀男「神亀四・五年の写経事業」(前掲)参照。

〔〇〇三〕写経用紙収納注文

・奥に余白あり。この一紙で独立した注文であったと思われる。

・奥に付箋あり。「卅一ノ四」とある。

005	岡本家啓	天平8.5.29作成		経典の奉請
006	内侍司牒継文	天平8.7.29~天平8.8.26		
006-001	内侍司牒	天平8.7.29作成		
006-002	内侍司牒	天平8.8.26作成		
007	写経請本注文	天平8.9.29作成	五月一日経書写	本経の奉請
008	写経請本帳	天平8.9.29~天平13.③.21	五月一日経書写	本経の奉請
009	経師上日并用紙帳	(天平8.)10~(天平8.)11	五月一日経書写	上日・用紙数の記録
010	功布申請文案	(天平8.11以降作成)	五月一日経書写	功布申請の草案
011	装潢壬生又万呂手実	天平8.12.19作成		装潢用紙数の報告
012	優婆塞貢進文	天平8.12		
013	大宝積経勘出注文	(天平8頃作成)	五月一日経書写	勘経記録
014	写経用紙注文	(天平8頃作成)		用紙記録

- ・現在左右とも新補白紙。
- ・年月日は写経用紙収納帳〔神亀四年〇〇二〕との対応関係からの推定。
- ・栄原永遠男「藤原光明子と大般若経書写―「写経料紙帳」について―」(前掲)参照。

〔〇〇三〕 雑物出納帳

- ・前後欠。二次利用時に切断されたか。
- ・現在左右とも新補白紙。

- ・鷲森浩幸「藤原光明子家に関する一史料」(前掲)参照。

〔〇〇四〕 経師等歴名様公文式

- ・現存する十行で完結か。
- ・現在左右とも新補白紙。
- ・年月日は、天平九年以降作成とすべきか。三一―一参照。

神亀五(七二八)年

〔〇〇一〕 (伯耆広国) 解

- ・前欠。二次利用の天平十二年四月十日土師真木嶋啓(七47)はZ Z 26ノ2(8)(9)の二紙からなるが、(8)は真木嶋啓からみて端裏にあたる位置に「注界」(未収)とある他は紙背は空である。この紙を利用して真木嶋啓を作成しようとしたが、書ききれなくなったために(伯耆広国)解を切断して貼り継ぎ、真木嶋啓を完成させたのであろう。
- ・安居僧等の坐料を請求する、という内容から、伯耆広国個人ではなくその所属官司が発信した文書と判断すべき。

天平二(七三〇)年

〔〇〇二〕 応写書目録并雑物出納帳

・前後欠。二次利用時に切断されたか。

・現在左右とも新補白紙。

・皇后宮職解移牒案〔天平三年〇〇三〕の天平三・四年作成部分に対応する記載あり。それにより、冒頭の第十三帙までの書は『晋書』(百三十巻)と判明する。

・現状の奥裏にあたる位置に「辛晋書一帙」(未収)とあるのもこの文書に関連するものか。

天平三(七三二)年

〔〇〇一〕充紙筆墨并買筆墨帳

・完存か。

・現在左右とも新補白紙。

・一部は経師の返筆と「寺度」雑物の記録。この雑物は応写書目録并雑物出納帳〔天平二年〇〇一〕にみえるもの一部と対応するか。

〔〇〇二〕写経目録

・全十四紙。但し前欠で、一紙目は、二紙目以降と同じ長さであったとしたら、半分程が失われていることになる。奥に余白があり、記載は完了しているともみてよい。

〔〇〇三〕皇后宮職解移牒案

・他官司から経師として出向してきた者の上日・写紙報告文書を、追い込み式で列記した草案帳。その内容については、井上薫『奈良朝仏教史の研究』(吉川弘文館、一九六六年)第三章「写経事業の創始」に詳しい分析がある。

・次の四断簡から構成されると判断した。

〔A〕Z 16 ① 天平三年分

〔B〕Z 16 ② (1) (2) 天平四年分

〔C〕Z 16 ③ (1) (5) 天平五〜七年分

〔D〕Z Z 24ノ5 (1) (2) 天平七年分

〔A〕の記載は一行分のみだが紙背にまわされており、当初は複数年次にわたる帳簿とする意図はなかったものと推定される。中林隆之「優婆塞(夷)貢進制度の展開」(正倉院文書研究)一、一九九三年)は、①の後に、同様の性格の天平十一年八月十四日皇后宮職移案(Z Z 24ノ5(6)、二18)と年月日未詳皇后宮職移案(Z Z 24ノ5(7)、二14)が接続する可能性を指摘する。ただ、①が明らかに後欠で、紙の痛みも目立つこと、Z Z 24ノ5の写真をみるに、(7)と(8)の間は明らかに新補白紙があるが、(6)と(7)、(5)と(6)が直接貼り継がれているのか新補白紙をはさむのか判断し難いことから、とりあえずこの四断簡としておく。

〔〇〇三—〇〇四〕皇后宮職解案

・この文書の右に、「皇后宮／写紙 紙」(未収)とある。

〔〇〇三—〇〇五〕皇后宮職解案

・直前の皇后宮職解案〔天平三年〇〇三—〇〇四〕を書き直したものと。

〔〇〇三—〇〇九〕皇后宮職解案

・後欠。紙の痛みも激しい。

・奥に付箋が二つあり。右から、「廿九ノ五・二」一とある。

・解であるのに、充所が明記されているのが注目される。

〔〇〇四〕大寺(大安寺)牒

・現在右は巻首で左は新補白紙。

天平四(七三二)年

〔〇〇二〕皇后宮職移案

・前欠。奥には僅かに余白がある。

・中央下部に付箋あり。「廿三帙二巻」とある。

・現在左右とも新補白紙。

・皇后宮職移案〔天平三年〇〇三—〇〇三〕とはほぼ同内容だが、加筆による

訂正を採用している部分があるので、こちらがより後次のものである。但し、明らかに正文でも正式の案文でもない。

〔〇〇三〕丹比広公手実

・現在右は白紙、左は僧智首優婆塞貢進文〔天平四年〇〇一〕に貼り継がれているが、明らかに二次利用時からの接続。

・二次利用面との関係から、「十月廿七日」とは天平四年以前の十月二十七日のことと推定できる。これに誤りなければ、現存する最古の手実ということになる。

天平五（七三三）年

〔〇〇一〕写経行事申請啓案

・現在右は僧智首優婆塞貢進文〔天平四年〇〇一〕に貼り継がれているが、明らかに二次利用時からの接続。左は新補白紙。

・写経目録〔天平三年〇〇二〕にはほぼ対応する写経事業がみえる。

〔〇〇二〕古頼小僧写経用紙注文

・紙数の合計等内容上はこの一紙で独立した注文（手実？）であつてもおかしくない。

・現在左右とも新補白紙。

・写経目録〔天平三年〇〇二〕の「賢愚経二帙十七巻（先十巻後七巻）（下

一百十三／上廿八）」という記載との対応から天平五年頃のものとして推測されるが、「大宝経」・「法花疏」は同目録の天平八年三月～九月の記載に対応

するようでもあり、ここでは断案を示すことはできない。

〔〇〇三〕古頼少僧写経用紙注文

・左右に若干の余白あり。紙数の合計等内容からも、この一紙で独立した注文（手実？）であつたか、と思われる。

・現在左右とも新補白紙。

・年月日の推定は、更に検討する必要あり。

〔〇〇四〕写大小乗経目録案

・これで独立した草案と思われる、写大小乗経目録〔天平五年〇〇五〕の冒頭と対応する。

・現在左右とも新補白紙。

・当初は小乗経のみの目録の予定だったが、大乘経も合わせた目録に変更したものである。

・年月日は、写経目録〔天平三年〇〇二〕との対応関係からの推定。

〔〇〇五〕写大小乗経目録

・全三紙で首尾完存。

・年月日は、写経目録〔天平三年〇〇二〕との対応関係からの推定で、同目録から帙編成も判明する。

天平六（七三四）年

〔〇〇一〕造仏所作物帳案中巻

・福山敏男「奈良時代に於ける興福寺西金堂の造営」（前掲）は上・中・下三巻それぞれの断簡を含むものとして復原したが、渡辺晃宏氏によって中巻のみとする復原案が示された。同「金光明寺写経所と反故文書」（弘前大学国史研究）八一、一九八六年）参照。なお、同論文の復原案の表で「未収」とされている第九断簡と第二七断簡については、「正倉院文書拾遺」

〔国立歴史民俗博物館、一九九二年〕の二二二～二二三ページと『正倉院年報』一六の八四～九二ページ参照。

・この内容についても、右掲の福山、渡辺両氏の論文参照。

〔〇〇二〕 写経用紙注文

・左右に余白あり。これで独立した注文と思われる。

・奥に付箋が二つあり。右から「二」、「廿帙六卷」とある。

・現在右は巻首で左は新補白紙。

〔〇〇三〕 功布申請啓案

・現在右は新補白紙。左は白紙に貼り継がれているが、明らかに二次利用時からの接続。

・端の下方に「今ア」(下の字は「写」と書きかけたもの。未収)とあり。

・写経目録〔天平三年〇〇二〕の「最勝王経十部二百卷〔黄紙及標〕／〔六月一日始七月十日了〕』という記載と対応。

天平七(七三五)年

〔〇〇一〕 皇后宮職移案

・途中で書き捨てられており、左にかなりの余白がある。

・経師名・上日数・集計期間等と二次利用面との関係から、恐らく天平七年のものとして推定される。皇后宮職移案〔〇〇三―〇一六〕の前段階の文書か。

〔〇〇二〕 功布申請文案

・現在右は巻首で左は新補白紙。

・「千手千眼経一卷」については、対応すると思われる記載が写経目録〔天平三年〇〇二〕にみえる。

〔〇〇三〕 功布申請啓案

・途中で書き捨てられており、左にかなりの余白あり。

・現在右は新補白紙で左は巻首。

・内容上、功布申請啓案〔天平七年〇〇四〕と連続する。

・写経目録〔天平三年〇〇二〕に対応する記載あり。

〔〇〇四〕 功布申請啓案

・前欠。記載が紙背に連続するから、奥は本来の状態を保っていると思われる。

・現在左右とも新補白紙。

・内容上、功布申請啓案〔天平七年〇〇三〕と連続する。

〔〇〇五〕 写経用紙注文

・左にかなりの余白あり。この一紙で独立した注文であったか。

・現在左右とも新補白紙。

・年月日は、写経目録〔天平三年〇〇二〕との対応関係による推定。

天平八(七三六)年

〔〇〇一〕 岡本家解

〔〇〇二〕 岡本家解

〔〇〇三〕 岡本家解

〔〇〇四〕 岡本家解

〔〇〇五〕 岡本家啓

・右の五通については、西洋子「岡本宅小考」(『国史談話会雑誌』三八、一九九七年)参照。

〔〇〇六〕 内侍司牒継文

・内侍司から皇后宮職管下の主新所に充てられた牒を継文にしたもの。

・前後欠か。但し、二次利用時にはすでにこの二紙のみであったらしく、二次文書の記載が一部一次利用面にまわされている。

・現在左右とも新補白紙。

〔〇〇七〕 写経請本注文

・首尾完存。

・現在右は巻首で左は新補白紙。

・写経請本帳〔天平八年〇〇八〕の第二紙に完全に対応する。

〔〇〇八〕 写経請本帳

・全二十五紙で首尾完存。但し、極端に短い紙もあり、切断・継ぎ直しの行われた可能性は否定できない。

・写経目録〔天平三年〇〇二〕との対応関係からすると、追記の「写」は書写終了、「送」は本経返送、「了」は帙編成終了の意か。

〔〇〇九〕 経師上日并用紙帳

・首尾は本来のものであろうが、Z Z 28ノ3(4)裏と(8)裏とは二次利用時の接続で、中間欠と思われる。口座式の帳簿であるが、功布申請文案〔天平八年〇一〇〕との対応関係から、欠けているのは腰高松栢の口座の後半と刑部得磨の口座の前半と推定される。

・年月日の推定及び五月一日経関係としたのは、写経目録〔天平三年〇〇二〕・写経請本注文〔天平八年〇〇七〕・写経請本帳〔天平八年〇〇八〕との経典名の対応による。

〔〇一〇〕 功布申請文案

・前僅欠。奥にはかなりの余白がある。この一紙で独立した草案であったと思われる。

・現在左右とも新補白紙。

・年月日の推定及び五月一日経関係としたのは、経師上日并用紙帳〔天平八年〇〇九〕との経師名の対応による。

〔〇一一〕 装潢壬生又万呂手実

・奥に余白あり。この一紙で独立した手実であったと思われる。

・奥に付箋あり。「一」とある。

〔〇一二〕 大宝積経勸出注文

・全二紙で首尾完存。左にかなり余白あり。

・聖語藏伝来の大宝積経のうち、五月一日経のものに対応する。杉本一樹「古文書の調査」〔正倉院年報〕九、一九八七年 参照。年月日の推定も、この対応関係と、写経目録〔天平三年〇〇二〕の大宝積経書写の記録による。

〔〇一四〕 写経用紙注文

・前後欠か。

・奥に付箋あり。「第十九帙二卷」とある。

・年月日は、写経目録〔天平三年〇〇二〕との対応関係による推定。

四 天平九年・十年

四―一 天平九年・十年の概観

天平九年二月から五月一日経の本格的な書写が始まるが、この頃は五月一日経以外の経巻の書写（いわゆる「間写」）のことを「外写」と呼び、「内写」（いわゆる「常写」）と区別している（山下論文）。

内写の書写過程については榮原論文に詳しいが、さらに時期を区分するなら、

(A) 天平9年2月23日～5月13日

(B) 天平9年9月24日～12月4日

(C) 天平10年2月20日～5月28日

(D) 天平10年5月28日以降

以上四時期に分けられる。「日用紙目録」〔天平九年〇〇二―〇〇二〕、榮原論文による。(A)～(B)、(B)～(C)の二回の中断は、それぞれ疫病の流行と阿倍内親王立太子に関わるものだろう。

一方、外写の方は管見の限りで、以下のように挙げられる。

唯識論疏 天平九年正月

法華経・最勝王経 等 天平九年三月以前

唯識論疏 天平九年九月

最勝王経・仁王経・弥勒経・灌頂経（二部） 等

天平九年九月～年末

唯識論疏 天平九年十月

唯識論疏 天平九年十二月

随求即得陀羅尼 等 天平九年十月

法華経（九卷）摩訶摩耶経 天平十年初頭

能断般若経 等 天平十年二月

法華経・大仏頂経（四卷注） 天平十年三月

大般若経 天平十年三月以後（実施は翌年）

撰論・七卷章・大仏頂経（二卷注）・弥勒経

天平十年五月以前

能断金剛般若経 天平十年五月以前

大品般若経 天平十年五月以前

法華経・弥勒経・梵天経 天平十年六月

法華経（二部） 天平十年八月

観自在菩薩如意心陀羅尼呪経・如意輪陀羅尼経・千転陀羅尼観世

音菩薩呪経 天平十年九月

最勝王経・千手経 天平十年九月以後

特に注目されるのは、阿倍内親王立太子と関わる能断般若経等の書写であり、きわめて短期間で行われている。D期以降は、五月一日経書のペースは幾分か落ちたようである（榮原論文）。

また、五月一日経の本格的な書写が始まったことをきっかけに、作業の過程を詳細に記した帳簿を作り出すのが、この時期である。日用紙目録〔天平九年〇〇二―〇〇二〕に見られるように、当初は雑多な注文に分けていた記録を、次第に貼り合わせて帳簿に仕立て上げていったらしく、スペースが不足するとそのまま紙背に記録を続けたり、かなり泥縄的な記録法が取られていたらしい。後の整った帳簿作成法が形成される過程として興味深い。また、写経行事帳〔天平九年〇〇九〕のように、紙の両面を使い切ることが当時の用法だったようであ

る。

最後に、今日伝存するこの時期の奉請文等や雑多な注文・解案等は、雑受書并進書案文及返書（甲）〔天平九年〇一一〕で述べるように、天平十一年中頃に継文にまとめられたらしく、この時期には多くは一紙物として存在していたようである。正倉院文書の形成過程を考える上でも興味深い事実といえよう。

〔参考文献〕

- 福山敏男「奈良朝に於ける写経所に関する研究」〔初出一九三二年〕
福山敏男「再び奈良朝に於ける写経所に就いて」〔初出一九三五年〕
以上、『福山敏男著作集 二 寺院建築の研究 中』、中央公論美術出版、一九八二年 所収）
- 皆川完一「光明皇后御願五月一日経の書写について」〔日本古代史論集 上〕、吉川弘文館、一九六二年 所収）
- 榮原永遠男「初期写経所に関する二三の問題」〔日本政治社会史研究 上〕、塙書房、一九八四年 所収）
- 杉本一樹「古文書の調査」〔正倉院年報 第十三号、一九九一年〕
- 中林隆之「律令制下の皇后宮職（上）（下）」〔新潟史学 三一・三二、一九九三・九四年〕
- 山下有美「正倉院文書と写経所の研究」第一章第一節（吉川弘文館、一九九九年）〔初出一九九四年〕

作成または発信 →受信	大日本古文書	所 在	紙の利用	他の利用
写経司				
写経司	二四50~53	ZZ14ノ6〈5〉~〈6〉	一次	なし
写経司?	二二186	ZZ14ノ6〈7〉	一次	なし
		ZZ43ノ1		
写経司	七378~381	ZZ43ノ1〈1〉~〈3〉	一次	なし
写経司	七92~99.1	ZZ43ノ1〈5〉裏~〈3〉裏、〈4〉	一次	なし
写経司	七99~101、102.6~102.7、116~120	ZZ43ノ1〈7〉~〈8〉 〈8〉裏~〈7〉裏	一次	なし
写経司	七102.1~102.5	ZZ43ノ1〈8〉	一次	なし
写経司	七91.3~91.6	ZZ43ノ1〈6〉裏	一次	なし
写経司	七99.2~99.9	ZZ43ノ1〈3〉裏	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	七184~186	ZZ43ノ1〈2〉裏~〈1〉裏	一次	なし
		ZZ28ノ1		
写経司	七103~105	ZZ28ノ1〈1〉~〈10〉	一次	なし
写経司	七106.1~106.3	ZZ28ノ1〈11〉	一次	なし
写経司	七106~108	ZZ28ノ1〈12〉~〈13〉	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	二25~26	ZZ37ノ9〈3〉	一次	なし
小野備宅→皇后宮職	二28	Z45〈5〉	一次	なし
写経司				
写経司	七192~194	ZZ16ノ2〈4〉	一次	なし
皇后宮職→(大安寺)案?	二28~29	S44⑤	一次	なし
経師所?	二30	ZZ44ノ10〈26〉	一次	なし
写経所(?)	七114~116	S4⑦裏	二次	(一次)内侍所牒(二4)天平8.7.29、 内侍所牒(二8)天平8.8.26
写経司	七127~165	ZZ19ノ1	一次	
写経司→(皇后宮職)	七120~121	ZZ10ノ23〈1〉	一次	なし
写経司				
写経司→(皇后宮職)	七173~175	ZZ17ノ1〈11〉	二次	(一次)校紙注文(二四123~124)(天平11)
写経司	七187~188、175~176	ZZ17ノ1〈12〉裏、〈12〉	一次	なし
仁勝→写経司	七176	ZZ17ノ1〈13〉	一次	なし
写経司→(山科寺)	七176	ZZ17ノ1〈13〉	一次	
写経司→北殿	七176~177	ZZ17ノ1〈14〉	一次	なし

四 - 二 目 録

天平9 (737) 年

文書番号	文 書 名	年 月 日	写經事業	文書機能
001	一切經經卷注文并着軸注文繼文	(天平9.2~)	五月一日經	
-001	一切經經卷注文	(天平9.2~天平10.3頃)	五月一日經	經卷注文
-002	大小乘經論軸注文	(天平9~天平10頃作成?)	五月一日經	軸注文
002	日用紙目錄	天平9.2.23~天平11.11.14	五月一日經	
-001	日用紙目錄	天平11.7.12~天平11.11.14	五月一日經	充本・充紙
-002	日用紙目錄	天平9.2.23~天平10.5.28	五月一日經 等	充本・充紙
-003	校紙目錄	天平9.2.25~天平9.11.15	五月一日經	校紙
-004	筆墨直錢注文	天平9.4.1~天平9.10.13	五月一日經	筆墨直錢注文
-005	外写用紙注文	(天平9~10)	能断般若經 等	用紙注文
-006	裝潢上紙目錄	天平9.2.23~天平9.5.9	五月一日經	裝潢上紙
-007	經師裝潢及校生造物并給物案	天平10.8.6作成	五月一日經 等	用度報告、布施申請
003	写一切經裝潢注文繼文	天平9.2.23~天平10.9.7	五月一日經	
-001	写一切經裝潢注文	天平9.2.23~天平9.5.13	五月一日經	繼紙・受經・端切注文
-002	写一切經裝潢注文	(天平10.9以降)	五月一日經	裝潢注文
-003	写一切經充經緒軸并表紙注文	天平10.閏7.1~天平10.9.7	五月一日經	充緒・軸・表紙注文
004	写經勘紙解案	天平9.3.13作成	法華經・最勝王經 等	勘紙
005	小野備宅啓	天平9.4.4作成		貢人解
006	經卷注文并奉請文繼文	(天平9.4頃)	五月一日經?	
-001	經卷注文	(天平9.4頃作成)	五月一日經?	經卷注文
-002	皇后宮職牒(案?)	天平9.4.6作成	五月一日經?	經卷奉請
007	布施受物帳	天平9.9.20~天平10.2.7		受物注文
008	写經所(?)受物帳	天平9.9.20~天平10.1.25	仁王經・弥勒經・法華經 等	受物注文
009	写經行事帳	天平9.9.24~天平11.12	五月一日經、能断般若經 等	行事帳
010	唯識論疏写紙并布施啓案	天平9.10.18作成	唯識論疏	用紙・布施申請
011	雜受書并進書案文及返書(甲)	天平9.10.25~天平11.11.29		
-001	写經司解案	(天平11.4~天平11.7頃作成)	大般若經	食料申請
-002	經卷收納進送注文	天平9.10.25~10.9.8		經卷收納・進送
-003	仁勝經卷收納状	天平11.4.7作成	法華經	經卷收納状
-004	大品般若經返送状案	天平11.11.29作成	大品般若經	經卷返送状
-005	写經司解	天平11.5.2作成	大般若經 等	用紙申請

写経司→(皇后宮職)	七177	ZZ17ノ1 (15)	一次	なし
写経司	七177~178	ZZ17ノ1 (16)	一次	なし
写経司→皇后宮職	七179	ZZ17ノ1 (17)	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	二31	ZZ37ノ9 (2)	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	七123~124	ZZ10ノ23 (3)	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	七122~123	ZZ10ノ23 (2)	一次	なし
写経司				
写経司→(皇后宮職)	二161~166 (年報I)	塵芥六1~5	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	二166~167 (年報II)	塵芥六6~7	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	二159~160 (年報III)	塵芥六8	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	未収 (年報IV)	塵芥六9、23~21、15、塵芥八雑帳中の一片	一次	なし
経師所→(皇后宮職)	未収 (年報V)	塵芥六16、19、13~11	一次	なし
経師所→(皇后宮職)	二四67.12~69.2、一部未収 (年報VI)	塵芥六10、八18~15	一次	なし
経師所→(皇后宮職)	二四67.1~67.11 (年報VII)	塵芥八14~13、11	一次	なし
写経司(?)→(皇后宮職)	二四66 (年報VIII)	塵芥八12、10~7	一次	なし
経師所→(皇后宮職)	二四64.10~65 (年報IX)	塵芥八6~4	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	二四63~64.9 (年報X)	塵芥八3~1、29	一次	継文形成後、紙背に [015-014]、[015-015] を記す
写経司(?)→(皇后宮職)	二四71.2~71.6 (年報XI)	塵芥八28~27	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	二四70~71.1 (年報XII)	塵芥八26~23	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	二四69.7~69.11 (年報XIII)	塵芥八22~21	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	二四71.7~71.9、72.5~72.6、73 (年報X裏前半)	塵芥八29裏、1裏~2裏	※	紙背に [015-010]、同時に機能
写経司→(皇后宮職)	二四72.1~72.4、72.7 (年報X裏後半)	塵芥八2裏~3裏	※	紙背に [015-010]、同時に機能
	未収 (年報「所属不明」前半)	塵芥六20	一次	なし
	二四69.3~69.6 (年報「所属不明」後半)	塵芥八19~20	一次	なし
写経司	二四60~62	ZZ32ノ5 (30) 裏	一次	(二次) 経師筆墨充帳 (十一-251~252) (天平勝宝2)
未詳	二26	ZZ37ノ9 (41)	一次	なし

-006	写経司解案	天平11.4.30作成	大宝積経	用紙申請
-007	写経用紙注文	天平10.5.14作成、天平11.4.26までに加筆	大般若経 等	用紙注文
-008	写経司解	天平11.4.27作成	大宝積経	用紙申請
012	写経勘紙解案	天平9.10.30作成	随求即得陀羅尼等	勘紙
013	唯識論疏写紙并布施啓(?)案	(天平9.12.25以前作成)	唯識論疏	用紙・布施申請
014	唯識論疏写紙并布施啓(?)案	天平9.12.25作成	唯識論疏	用紙・布施申請
015	写経司解案継文	(天平9.12頃~天平11.4頃)		布施申請解案継文
-001	写経司啓(案?)	天平11.4.15作成	法華経	布施申請
-002	写経司啓案	天平11.4.25作成	法華経	布施申請
-003	写経司啓(案?)	天平11.3.6作成	大仏頂経	布施申請
-004	写経司啓案	(天平10.10以降作成)	最勝王経・千手経	布施申請
-005	経師所解案	(天平9.12頃作成)	金光明経・仁王経	布施申請
-006	経師所解案	天平9.12.15作成	弥勒経・注経等	布施申請
-007	経師所解案	天平10.2.20作成	法華経	布施申請
-008	写経司(?)解(案?)	(天平10.3末~天平10.4頃作成)	法華経・大仏頂経	布施申請
-009	経師所(?)解案	天平10.5.29作成	大仏頂経 等	布施申請
-010	写経司解案	天平10.7.6作成	法華経・梵天経	布施申請
-011	写経司(?)解案	(天平10頃作成)		布施申請
-012	写経司(?)解案	(天平10.10以降作成)	最勝王経・千手経	布施申請
-013	写経司啓(?)案(?)	(天平11.4末頃作成)	法華経	布施申請
-014	写経司解案	天平10.8.2作成	法華経	布施申請
-015	写経司解案	(天平10頃作成)		布施申請
-016	写経注文	(天平10~天平11頃作成)		布施申請
-017	某解	(天平11前半頃作成)	一切功德莊嚴王経	
016	一切経本経論并紙筆墨充帳	(天平9頃)	五月一日経	本経・紙・筆・墨充帳
017	写経勘紙注文	未詳		勘紙

作成(→宛所)	大日本古文書	編 帙	紙の利用	他の利用
写経司		ZZ46ノ8		
写経司	七182~183	ZZ46ノ8〈1〉	一次	なし
写経司	七183	ZZ46ノ8〈2〉	一次	なし
薬師寺→写経司	七179	ZZ46ノ8〈3〉	一次	なし
大安寺→皇后 宮職	七180.1~180.4	ZZ46ノ8〈4〉	一次	なし
写経司→(観 音寺)	七180.5~180.7	ZZ46ノ8〈4〉	一次	
額田小目→写 経司	七180	ZZ46ノ8〈5〉	一次	なし
大安寺→皇后 宮職	七180~181	ZZ46ノ8〈6〉	一次	なし
写経司	七181.4~181.9	ZZ46ノ8〈7〉	一次	なし
下野御成→高 安倍務志万里	七181.10~182	ZZ46ノ8〈8〉	一次	なし
慈訓→写経司	七166~167	ZZ46ノ8〈9〉	一次	なし
藤原光明子の 家政機関	一327	ZZ46ノ8〈10〉	一次	なし
写経司→(皇 后宮職)	二四116~118	ZZ46ノ8〈11〉	一次	なし
写経司				
写経司→(皇 后宮職)	七255~262 十三92~97	ZZ17ノ3〈1〉~〈3〉、 〈1〉裏~〈3〉裏	一次	現状紙背(天地逆)は表面の書き直し
豊成→三郎	二五206~207	ZZ17ノ3〈4〉	一次	なし
黒人→高屋大 夫	二四559	ZZ17ノ3〈5〉	一次	なし
経師所→(皇 后宮職)	七125~126	ZZ17ノ3〈6〉	一次	なし
写経司	二四77	ZZ17ノ3〈7〉	一次	なし
写経司	七121~122	ZZ17ノ1〈2〉裏~〈1〉 裏	一次	(二次)写経司啓案(七167~168)天平 10.3.30作成
経師所→皇后 宮職	七165~166	ZZ37ノ9〈5〉	一次?	(二次?)帙值注文(二〇333)(天平 10?)
	二四74	ZZ47ノ3〈19〉	一次	なし
写経司→(皇 后宮職)	七167~168	ZZ17ノ1〈1〉	二次	(一次)写経所受物并返上物注文(七121 ~122)(天平10.2以降作成)
写経司	二四76	ZZ15ノ3〈13〉裏~〈12〉 裏	一次	(二次)納櫃本経検定并出入帳(二四163 ~200)(天平14~)
写経司	(a) 二四53~58、 (b) 七108~114	(a) ZZ28ノ3〈9〉裏~〈7〉 裏、(b) ZZ27ノ4〈39〉~ 〈44〉、〈42〉裏~〈41〉裏	(a) (b)と も一次	(a)(二次)装潰本経充帳(八111~126) (天平14年7月~天平15年9月)、(b)な し(紙背にも記述)
写経司				
写経司	七168.8~168.11	ZZ17ノ1〈3〉	一次	なし
写経司→(皇 后宮職)	七168~169	ZZ17ノ1〈4〉	一次	なし
写経司	二98	ZK28〈5〉	二次	(一次)某状礼紙?(未収)

天平10 (738) 年

文書番号	文 書 名	年 月 日	写経事業	文書機能
001	雜受書并進書案文及返書 (乙)	(天平10.2頃) ~天平11.7.26		
-001	大般若経用紙注文	天平10.5.15作成	大般若経	用紙注文
-002	写経用紙注文	(天平10.5~天平11.4頃作成)	大般若経 等	用紙注文
-003	薬師寺三綱牒	天平10.5.12作成	能断経	経巻奉請
-004	大安寺三綱牒	天平10.6.9作成	梵天経	経巻奉請
-005	无垢稱経返送状案	天平11.7.26作成	无垢稱経	経巻返送状
-006	額田小目経巻収納状	天平10.5.12作成	能断金剛般若経	経巻収納状
-007	大安寺三綱牒	天平10.5.12作成	大品般若経	経巻収納状
-008	応写経注文	(天平10.2頃)	能断般若経 等	用紙注文
-009	下野御成宣	天平10?.5.3作成		写経命令の宣
-010	慈訓経巻奉請状	天平10.3.11作成	大般若経	経巻進送状
-011	南一甲倉納牒注文	養老7.7.9作成		写経事業外
-012	写経司解案	(天平11.7以前作成)		経師等の情願
002	雜受書并進書案文及返書 (丙)	天平10.2.7~天平11.4		
-001	写経司解案	天平11.4作成	法華経	用度申請
-002	藤原豊成書状	天平10.9.26作成	千手経、最勝王経	糸進上状・造仏并経巻注文
-003	黒人牒	(天平11年以前.) 7.6	法華経	経巻奉請・装潢生申請
-004	経師所解案	天平10.2.7作成	能断般若経 等	用紙・雑物申請
-005	経巻注文	(天平10~天平11頃)	大方等大集経 等	経巻注文
003	受物并返上物注文	天平10.2.29以降作成		受物・返上物注文
004	経師所解 (案?)	天平10.2.30作成	注経	表紙・軸・緒申請
005	氏名欠手実	(天平10.3.5?)		手実?
006	写経司啓案	天平10.3.30作成	法華経、大仏頂陀羅尼経	布施申請解
007	受経写上注文	天平10.4~天平10.5.7		
008	写一切経充装潢帳	(天平10.4頃) ~天平10.8.28	五月一日経	充装潢帳
009	写経司解案継文	(天平10.5.1~10.6.23)		
-001	表紙軸緒染料注文	天平10.5.1作成	撰論、七卷章	表紙・軸・緒申請
-002	写経司解案	天平10.6.23作成	法華経、弥勒経、梵天経	緒・軸申請
010	帙料用銭注文	天平10.5.9作成		帙料用銭注文

写経司	七183~184	ZZ24ノ5〈12〉裏	一次	(二次) 経師上日帳(七411~412)(天平11)
写経司				
写経司→(皇后宮職)	七169~170	ZZ17ノ1〈5〉	一次	なし
写経司→(皇后宮職)	七170	ZZ17ノ1〈6〉	一次	なし
写経司	七170~171.5	ZZ17ノ1〈7〉~〈8〉	一次	なし
写経司	七186~187	ZZ16ノ4〈1〉	一次	なし
写経司				
写経司→(皇后宮職)	七188	ZZ35ノ1〈17〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
写経司→(皇后宮職)	二四78~79	ZZ35ノ1〈17〉裏~〈13〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
写経司→(皇后宮職)	七195~197	ZZ35ノ1〈12〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
写経司→(皇后宮職)	七225~227.1	ZZ35ノ1〈11〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
写経司→(皇后宮職)	七227.2~七228.6	ZZ35ノ1〈10〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
写経司→(皇后宮職)	七228.7~231.12	ZZ35ノ1〈9〉裏~〈8〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
写経司→(皇后宮職)	七231.13~236	ZZ35ノ1〈7〉裏~〈6〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
写経司→(皇后宮職)	七236~238	ZZ35ノ1〈5〉裏~〈4〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
写経司→(皇后宮職)	七238.11~239	ZZ35ノ1〈3〉裏~〈2〉裏	一次	(二次) 写経充紙帳(七561~577)(天平13.8.1~天平14.4.29)
小野国方→(皇后宮職)	七189	ZZ16ノ2〈1〉	一次	なし
大安寺→皇后宮職	七189~191	ZZ16ノ2〈2〉	一次	なし
写経司	七191	ZZ16ノ4〈2〉	一次	なし
写経司	二四82~83	ZZ44ノ10〈40〉	一次	なし
写経司	二四83~84	ZZ23ノ5〈43〉	一次	なし
皇后宮職→(大安寺)	七192	ZZ16ノ2〈3〉	一次	なし
写経司	二四79~80	ZZ26ノ10〈4〉裏	一次	(二次) 間経校帳(九636~638)(天平19)
皇后宮職→(大安寺)	二101	ZB7〈1〉	一次	(二次) 校経并紙等注文(二四244)(天平15.12.16) 一次利用面に天地逆で記す、紙背は空。
仁勝→皇后宮職	七194~195	ZZ5ノ1〈29〉	一次	なし
写経司	二四81~82	ZZ13ノ1〈1〉裏	一次	(二次) 写書布施勘定帳(十二99~147)(天平勝宝3.9.20類収)
皇后宮職	二四84~86	Z28〈6〉、〈7〉	一次	(二次) 写経司解(二四114~116)(天平11?)
写経司	二四80~81	ZZ26ノ10〈5〉裏	一次	(二次) 間経校帳(九636~638)(天平19)
未詳	二四76~77	ZZ32ノ5〈38〉	一次?	(二次?)「五月卅日上帙用紙未受」(未収)
未詳	二四77~78	ZZ23ノ5〈39〉裏	一次	(二次) 題経疏論布施文帳(九263~266)(天平18)

011	写経司舎人等上日帳	天平10. 閏7. 28～天平10. 閏7. 29		舎人等上日の報告
012	写経司解案継文	天平10. 8. 16～ (天平10. 10末頃)		
- 001	写経司解案	天平10. 8. 16作成		装演功直申請
- 002	写経司請案	天平10. 9. 27作成	最勝王経、千手経	用紙申請
- 003	写一切経装演注文	(天平10. 10末頃作成)	五月一日経	装演行事注文
013	経巻注文	天平10. 8. 17作成		経巻注文
014	写経司告朔解案継文	天平10. 8末頃～天平11. 11初頃		
- 001	写経司告朔解案	(天平10. 8末作成)	五月一日経	告朔解
- 002	写経司告朔解案	(天平10. 8末～天平10. 9初頃作成)	五月一日経、法華経、弥勒経	告朔解
- 003	写経司告朔解案	天平10. 12. 1作成	千手経、最勝王経	告朔解
- 004	写経司告朔解案	天平11. 4. 1作成	五月一日経	告朔解
- 005	写経司告朔解案	天平11. 7作成		告朔解
- 006	写経司告朔解案	天平11. 8. 1作成	五月一日経、方広経	告朔解
- 007	写経司告朔解案	天平11. 9. 2作成	五月一日経、大般若経	告朔解
- 008	写経司告朔解案	天平11. 9. 30作成	五月一日経	告朔解
- 009	写経司行事解案	天平11. 10. 14以降作成	五月一日経、千手経	告朔解
015	小野国方啓案	天平10. 9. 6作成	千転陀羅尼觀世音菩薩呪経 等	経巻の請求
016	大安寺牒	天平10. 9. 9作成	五月一日経 大品般若経	経巻の返納請求
017	経巻返納注文	天平10. 9. 23作成		返納経巻注文
018	写一切経装演注文	(天平10. 9以降)	五月一日経	装演行事注文
019	千手経最勝王経書写注文	(天平10. 10頃)	千手経・最勝王経	写経注文
020	皇后宮職牒案	天平10. 11. 9作成	五月一日経?	経巻返送状
021	法華経最勝王経校紙注文	天平10. 11. 18～天平10. 11. 28	法華経・最勝王経	校紙注文
022	皇后宮職牒案	天平10. 11. 24作成	大品般若経	経巻返送状
023	少都維那仁勝解	天平10. 11. 24作成	法華経	経巻収納状
024	大乘論本檢注文	天平10. 12. 11	五月一日経	経巻檢定注文
025	皇后宮職定文	(天平10前半頃)		部署毎官人歴名
026	写経注文	(天平10(?). 閏7～天平10(?). 8頃)		写経注文
027	経師受紙筆注文	未詳		
028	大乘経帙注文	未詳		帙包紙

注

天平九(七三七)年

〔〇〇二〕一切経経巻并着軸注文継文

〔継文の形成及び内容〕〔〇〇一—〇〇二〕の2紙と〔〇〇一—〇〇二〕の1紙を合わせた3紙は現状で直接貼り継がれ、奈良帝室博物館正倉院掛「正倉院古文書目録」(一九二九年)に「経巻歴名附装演軸注文参張」と記されている。さらに続々修編纂前の段階では、「正倉院御物目録古文書」二「未修古文書目録」(宮内省図書寮本の明治二十二年の写、東京大学史料編纂所蔵)の三十七ノ十にある「大乘経并雜経軸着九百六十七云々三枚」に相当すると考えられる。『大日本古文書』では〔〇〇一—〇〇二〕の方を宝亀四年八月廿七日類収とするが、以上から両者は奈良時代当時から貼り継がれていた一連の継文である公算が高い。〔〇〇一—〇〇二〕の記載経巻は、写経請本帳「天平八年〇〇八」(七五)に包含される。冒頭の法華経論二巻は七六・二(もしくは六四・四の「妙法蓮華経論上巻」)に対応し、末尾の薩婆多毘尼毘婆沙八巻は七八・七にある。記載順もほぼ同じである。両者を関わらせて考えれば、〔〇〇一—〇〇二〕は写経請本帳の中から特定の装演もしくは装演組織の担当分を抜き出した作業用の注文で、着軸作業を記した〔〇〇一—〇〇二〕と貼り合わされ、装演関係の継文の一部として伝存したのではあるまいか。

〔接続〕左右とも新補白紙

〔〇〇二〕日用紙目録

〔継文の形成〕続々修43ノ1全巻からなる。表「日用紙目録」裏「天平九年二月廿三日」という題籤を持つ。天平九年二月二十三日から始まる五月一日経の充経・充紙、校経、造紙その他の注文を貼り継いで成巻したものである。

中核となるのが、〔〇〇二—〇〇三〕の日用紙目録である。天平九年二月二十三日からの経師への充経と用紙支給を日毎に書きついでたもので、題籤の内容にもっともふさわしい。現状では紙背となっているが、これ

を中心に考えていくこととする。

左に〔〇〇二—〇〇六〕の装演上紙目録が貼り継がれているが、この継ぎ目を越えて更に〔〇〇二—〇〇三〕の記述が続く(『大日本古文書』は改行せず追い込みで掲載しているのだが、七九・10の細字「二巻」以下次行までが原文書の一行に相当し、これが紙継の上に位置する)。七九・1から始まる「写経装演注文」(〔〇〇二—〇〇六〕装演上紙目録に相当)一行目の「都合二百六十一」は、実は〔〇〇二—〇〇三〕の続きの記載。七九で「以下十一行ハ、モト紙背ニアリ、恐ラクハ上文二書キ繼ギタルモノナラン」と説明されている十一行は、この「都合二百六十一」に続く記載。すなわち、〔〇〇二—〇〇三〕は、貼り合わせた後も〔〇〇二—〇〇六〕の直前まで書き続けたが、スペースがなくなったのでその裏に廻って記載を続けたのである。

〔〇〇二—〇〇三〕の右に貼り継がれている〔〇〇二—〇〇五〕外写用紙注文は、天平十年二月に実施された能断般若経(七二五〜130等参照)など、五月一日経以外の書写に用紙を割り取った旨を記した注文。『大日本古文書』では七九・1〜2の裏書として扱われている(両者をあわせて「写経用紙注文」と命名している)が、表・裏の両者は異質。「表側」の記載は五月一日経に関わるもので、原文書では紙の左端に偏っており、端裏書的な記載である。この「表側」は〔〇〇二—〇〇五〕が〔〇〇二—〇〇三〕に貼り合わされた後、この継文の中核である五月一日経の作業進行過程を外題風に記したもので、さらに〔〇〇二—〇〇三〕が貼り継がれるまでの間機能した、と考えるべきだろう。

この〔〇〇二—〇〇三〕校紙目録と〔〇〇二—〇〇四〕筆墨直銭注文は、『大日本古文書』で「写経校紙并筆墨直銭注文」(七九〜102)、「写経校紙帳」(七一六〜120)として収録されている。これは最初、天平九年二月から始まる校紙目録(七100〜101)と同四月の筆墨直銭注文(七102)が別々の一紙物として作成され、両者が貼り合わされた後に、校紙目録部分の紙背にその続き(天平九年十月分・七118・2〜120)が記載され、さ

らに続き(天平九年十一月分・七117・118)は筆墨直錢注文の紙背に記される。両面とも同時に機能していることは、校紙目録の続き(天平九年十月)が記されている時、筆墨直錢注文に追記(十月十三日以錢八文充界筆買新受三野乙麻呂)が紙継ぎをまたがってなされていることから明らかである。この〔〇〇二一〇〇三〕(および〔〇〇二一〇〇四〕)が日用紙目録に貼り継がれるのは、先述の外題のことを考慮に入れると、時期的に少し下るのではないだろうか。

〔〇〇二一〇〇七〕経師裝潢及校生造物并給物業は天平十年八月まで(書写は五月二十八日まで)の五月一日経書写作業の集計を記したものである。

最後に〔〇〇二一〇〇二〕日用紙目録に触れる。「大日本古文书」は「出経用紙帳」(七378・381)とするが、〔〇〇二一〇〇二〕と同内容なので同一名称とした。東院写一切経所が完成して五月一日経の書写が本格的に再開された七月(六月後半)以降の記録となっている。現状の表部分の冒頭から始まっており、これはすでに成巻されていた日用紙目録の継文を裏返して利用したものである。ただ、「天平九年二月廿三日」の題箋がそのまま利用されているように、紙背部分を破棄したのではなく、紙背の記述の続きとして筆記されたものといえる。紙背の利用はすべてにわたらないが、少なくとも帳簿には紙の両面を利用するという意識があったことを窺わせる。なお目録では、継文の形成過程を踏まえて配列した。

〔付箋〕〔〇〇二一〇〇二〕に、集計を示す奈良時代当時の付箋が数点あり。〔〇〇三〕写一切経裝潢注文継文

〔継文の形成〕続々修二八ノ一全巻からなる。大日本古文书で「受経注文案」(七103・104・2)およびその類収(七104・3・108)とされているが、内容から三種類の裝潢関係の注文を貼り継いだものと判断される。〔〇〇三一〇〇一〕は前半の受経部分と後半の端切経部分に大別されるが、前半部にミセケチで端切経の記載があり、それに相当する記載が後半部にまとめられている。

〔付箋〕「廿七ノ三」(第一紙)、「裝潢用紙」(第六紙)(奈良時代のもの)

〔〇〇四〕写経勸紙解案

〔接続〕左右とも新補白紙

〔付箋〕「三」、「十三峽七巻」

〔〇〇五〕小野備宅啓

〔接続〕左右とも新補白紙

〔〇〇六〕経巻注文并奉請文継文

〔継文の形成および内容〕七194・8の「川原人成」の一行が〔〇〇六一〇〇一〕の紙の左端と〔〇〇六一〇〇二〕の紙の右端にまたがるように記されており、現状では離れているが付き合わせでつながる(東京大学史料編纂所編「正倉院文書目録」も参照)。(〇〇六一〇〇二)にある「雑経五十五巻」の明細が〔〇〇六一〇〇二〕で、奉請した経巻の注文と奉請文が貼り合わされて機能したものである。七194・7・および二29・4は借り受けた経巻を配分した追記、七194・6は書写終了後に返送した追記と推測される。(〇〇六一〇〇二)は謹直な書体で記され署名も自署なので正文とも思えるが、以上の推測から案文と考えた方がよいだろう。

〔接続〕両方左右とも新補白紙

〔〇〇七〕布施受物帳

〔接続〕左右とも新補白紙

〔付箋〕「廿五」、「廿四峽十一巻」

〔〇〇八〕写経所(?)受物帳

〔接続〕左右とも新補白紙

〔〇〇九〕写経行事帳

〔内容〕続々修十九ノ一全巻からなる。追記された布施支給文言を除いて見ていくと、天平九年九月から始まる五月一日経関係の記載が現状紙背の冒頭(七146・7)から末尾(七165)まで、そして裏返して天平十年二月の能断般若経等の外写の記載(七126・130・5)が続く。更に天平十年四

月・五月の五月一日経関係の記載（七130・10・145・7）を記すが、そこに天平十一年の記録も追記されている。紙背を破棄して二次利用したのではないことは、裏返した後も布施給文言を追記していることからわかる。

〔付箋〕「二」（第一紙）、「卅六ノ十六」（第二紙）、「卅六ノ十五」（第二紙）、「二」（第二紙）、「卅六ノ才十五」（第十紙裏）

第一紙と第二紙は、続々修成巻時に離れていたようだが、付き合わせでつながる。

〔〇一〇〕唯識論疏写紙并布施啓案

〔接続〕右は巻頭、左は新補白紙

〔付箋〕「二」十六帙九巻

〔〇一一〕雑受書并進書案文及返書（甲）

〔継文の形成〕続々修十七ノ一は、表「雑受書并進書」裏「案文及返書」という題箋を持ち、「大日本古文書」は全巻を一つの継文として扱っている（七167・179「写経司雑受書并進書案文及返書」）。しかし新補白紙と付箋が多数確認され、続々修成巻時に編成されたものである。写真からは、（a）七167・168・7（『大日本古文書』から分らないが、実際は第一紙にのみ記載があり、文字が記されていない第二紙を伴う）、（b）七168・8・169・5、（c）七169・6・171・5、（d）七171・6・172・8、（e）七172・9・173・4、（f）七173・5・179（紙背七187・188）の以上六部分に分けられ、実際に題箋「雑受書并進書案文及返書」と対応する本来の継文部分は（f）のみと判断される。なお「未修古文書目録」（天平九年〇〇一）に前掲四二ノ九に、「雑受書并進書案文及返書 七枚」とある。

この継文は天平九年から十一年までの五月一日経以外の雑多な案文、送られてきた正文、各種注文などからなる。しかも年月日がバラバラに並んでいるので、作成・受領毎に貼り継いだものでなく、一時期にまとめて成巻されたものと推測される。そこで〔〇一一—〇〇四〕大品般若

経返送状案を見ると、〔〇一一—〇〇三〕仁勝経巻収納状と同一紙に記されている。後者は仁勝から送られてきた正文に相違なく、前者はこの奥に追記される形をとるが、両者は内容上無関係である。これは大品般若経返送状の案文を作成する際、起案者が新たな紙を用意する手間を省くため、すでに成巻されてしまっている「雑受書并進書案文及返書」の余白の部分に追記したためだと推測せざるを得ない。したがって継文の成巻は、天平十一年十一月二十九日以前である。

これと同性格の継文が雑受書并進書案文及返書（乙）〔天平十年〇〇一〕である。これは養老七年の南一甲倉納規注文〔天平十年〇〇一—〇一一〕を除けば（これに関しては後述）、天平十年・十一年までの五月一日経外の雑文書からなる。『大日本古文書』にはバラバラに収録されているが、新補白紙、付箋などは付いておらず、奈良時代以来の姿を止めている。この継文も大安寺三綱牒〔天平十年〇〇一—〇〇四〕（正文）の奥の余白に天平十一年七月二十六日付の无垢稱経返送状案〔天平十年〇〇一—〇〇五〕を追記している。

あらためてこの二つの継文の成り立ちを考えると、天平十一年のある時点で、いままでもバラバラだった雑文書の成巻作業が行われたのではないだろうか。その時期は両継文に成巻された文書の最新が天平十一年五月二日付〔〇一一—〇〇五〕写経司解なので、天平十一年の五月・七月の間と考えられる。天平十一年前半期は、東院一切経所が設けられ五月一日経写経体制が整えられた時期であり、これに合わせて文書の整理が行なわれたのではないだろうか。〔〇一一〕と〔天平十年〇〇一〕は本来同一巻だったのか、同性格のものが複数巻作られたのか、さまざまな推測は可能だが、今日各処にバラバラに残っている天平十一年五月以前に関する様々な雑多な五月一日経以外の写経事業関連文書全般についても、本来これらと一緒に成巻されていた可能性を考える必要がある。〔天平十年〇〇二〕雑受書并進書案文及返書（丙）などが、これに比定される。

以上の検討に沿えば、養老七年付の〔天平十年〇〇一—〇一〕がここに成巻されている理由も明らかになる。これは写経事業とは無関係のもので、天平八年以前の項でも触れられているように、天平十年〜十二年頃に反故文書として写経司にもたらされたものの一通と考えられる。それが雑文書の継文作成の段階で、紛れて貼り継がれてしまったのだろう。したがって、目録では〔天平十年〇〇一〕継文の対象期間から除外することとした。

なお経巻取納進送注文〔〇一—〇〇二〕は、表裏とも同時に機能していたとみるか、現状表面(七175〜176)を破棄して二次利用(八187〜188)したが、継文成巻時に誤まって一時利用面を表にしまったとみるか、いずれの解釈も可能である。目録では前者に基づいた。

〔接統〕右は新補白紙、左は巻末
〔付箋〕「四十二ノ九」(第十一紙)

〔〇一二〕写経勘紙解案

〔接統〕左右とも新補白紙

〔付箋〕「二」、「廿七ノ八」

〔〇一三〕唯識論疏写紙并布施啓(?)案

〔接統〕左右とも新補白紙

〔付箋〕「卅一ノ五」

〔〇一四〕唯識論疏写紙并布施啓(?)案

〔接統〕左右とも新補白紙

〔付箋〕「卅五ノ六」

〔〇一五〕写経司解案継文

※杉本前掲報告を参照。「年報Ⅶ」の如く同報告の文書番号も併記した。紙番号も杉本報告の紙片番号に従ったので、写真帳とは異なっている。

なお、〔〇一五—〇一七〕の一切功德莊嚴王経については、七312を参照。

〔〇一六〕一切経本経論并紙筆墨充帳

〔接統〕左右とも新補白紙

〔付箋〕現状表面(二次利用面)に「廿四帙□」

〔〇一七〕写経勘紙注文

〔接統〕左右とも新補白紙

〔付箋〕「第七帙十五卷」、「卅三」

天平十(七三八)年

〔〇〇二〕雑受書并進書案文及返書(乙)

※天平九年(〇一一)を参照。

〔〇〇二〕雑受書并進書案文及返書(丙)

〔継文の形成〕付箋、新補白紙より、〔〇〇二—〇〇二〕から〔〇〇二—〇〇五〕までの貼り継ぎは奈良時代当時からのものと推測され、更に明らかな年紀・内容から、天平十一年五月〜七月頃に、バラバラだった雑多な文書を貼り継いで作成された継文の一部と推測される(天平九年〇一一)参照。〔〇〇二—〇〇二〕は『大日本古文書』で「藤原豊成糸進状」として天平勝宝年中に類収されているが、「千手千眼経五十卷」「金光明経五十卷」は、それぞれ天平十年後半期に写されている「千手経五十卷」「最勝王経五十卷」に比定される。〔〇〇二—〇〇三〕は『大日本古文書』で「黒人請経等牒」として天平年中とされているが、以上の結論から天平十一年以前と結論される。

〔接統〕右は巻頭、左は新補白紙

〔付箋〕「十六ノ二」(第一紙)、「二」(第七紙)

〔〇〇三〕受物并返上物注文

〔接統〕右は直接貼り継ぎだが、付箋の存在から当時のものとはいえない。

左は巻頭。(天平九年〇一一)〔天平十年〇〇六〕参照

〔付箋〕第一紙の現状表面(〇〇六)に相当)に「二」、第二紙の現状表面

に「廿帙五卷」

〔〇〇四〕 経師所解(案?)

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔付箋〕 「五」「廿四帙十卷」

〔〇〇五〕 氏名欠手実

〔接続〕 台紙に貼る。左右とも接続未詳。

〔〇〇六〕 写経司啓案

〔接続〕 右は巻頭、左は白紙(七二の紙背に相当する)に直接貼り継ぎ

〔付箋〕 「一」

〔〇〇七〕 受紙写上注文

〔接続〕 左右とも直接貼り継ぎ

〔〇〇八〕 写一切経充装演帳

〔内容〕 (a) 二四53〜58部分と (b) 七108〜114部分に分かれるが、内容から、(a) 部分に (b) 部分が続き(ただし中間欠で、両者は直接つながらない)、(b) は、紙背にも記載を続けている。

〔接続〕 (a) は左右とも直接貼り継ぎ、(b) は左右とも新補白紙

〔付箋〕 (b) に「廿二」(第三十九紙)、「四十三ノ五」(第三十九紙)

〔〇〇九〕 写経司解案継文

〔接続〕 左右とも直接貼り継ぎだが、付箋から続々修成巻時のもの。(天平九年〇一二) 参照)

〔付箋〕 「二」(第三紙)、「廿四帙十卷」(第四紙)

〔〇一〇〕 帙料用銭注文

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔〇一一〕 写経司舎人等上日帳

〔接続〕 右は新補白紙、左は直接貼り継ぎ

〔付箋〕 「卅一ノ六」、現状表側に「六上」

〔〇一二〕 写経司解案継文

〔接続〕 右は直接貼り継ぎ(ただし付箋より続々修成巻時のもの)、左は新

補白紙

〔付箋〕 「廿八ノ三」(第五紙)、「三」(第五紙)

〔〇一三〕 経巻注文

〔接続〕 右は巻頭、左は新補白紙

〔付箋〕 「二」、「廿九ノ十二」

〔〇一四〕 写経司告朔解案継文

〔継文の形成〕 大日本古文書では、四つに分載されている。二次利用時に抜き取りが行われたらしく前欠・中間欠が想定されるが、基本的に一つの継文だったと考えてよい。(〇一四—〇二二)については、(〇一四—〇二二)との継目上に冒頭部「写経司解 申八月行事事」を記している。

また二次利用の際、一次利用面である本継文部分にも記載を及ぼしており、その多くは『大日本古文書』で異筆として混載されてしまっている。

〔接続〕 右は巻頭、左は直接貼り継ぎ

〔付箋〕 「廿八ノ〇」(第十六紙裏)、「十六ノ十三」(第十紙裏)、「二」(第十

紙裏)

〔〇一五〕 小野国方啓案

〔接続〕 右は巻頭、左は新補白紙

〔〇一六〕 大安寺牒

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔〇一七〕 経巻返納注文

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔付箋〕 「四」

〔〇一八〕 写一切経装演注文

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔付箋〕 「卅一ノ十」、「卅二」

〔〇一九〕 千手経最勝王経書写注文

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔〇二〇〕 皇后宮職牒案

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔〇二一〕 法華經最勝王經校経注文

〔接続〕 左右とも直接貼り継ぎ

〔〇二二〕 皇后宮職牒案

〔接続〕 右は巻頭、左は新補白紙

〔〇二三〕 少都維那仁勝解

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔付箋〕 「四」、「十三帙七卷」

〔〇二四〕 大乘論本検注文

〔接続〕 右は直接貼り継ぎ、左は巻頭

〔〇二五〕 皇后宮職定文

※内容は中林論文参照

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔〇二六〕 写経注文

〔接続〕 左右とも直接貼り継ぎ

〔〇二七〕 経師受紙筆注文

〔接続〕 左右とも新補白紙

〔付箋〕 「□□」、「廿□□」

〔〇二八〕 大乘経帙注文

〔接続〕 右は新補白紙、左は直接貼り継ぎ